令和5年第10回定例教育委員会

江別市教育庁舎 大会議室 出席者 教育長 黒 川 淳 司 説明員 伊藤 忠信 教育部長 学 委員 林 大 輔 教育部次長 佐藤 委員 須 田 壽美江 学校教育支援室長 敦 委員 麓 美 絵 堂 前 委 員 新 館 忠 克 義 総務課長 崎 浩 山 和仁 総務課主幹 鎌 田 学校教育課長 己 稲 田征 学校教育課参事 浅 木 義博 水 教育支援課長 さおり 清 三

> 佐藤 彦 対雁調理場長 友 克 中 紀 生涯学習課長 田 スポーツ課長 堀 井 修 情報図書館長 表 誠 兼 平 一 志 郷土資料館長

浦

洋

令和5年10月27日(金)午前10時00分

記録員 総務課総務係長 河 﨑 真 大

給食センター長

傍聴者 3名

1 報告事項

- (1) 令和6年度予算編成方針について
- (2) 令和5年度全国学力・学習状況調査の結果について
- (3) 江別市学校給食費単価の改定について
- (4) 学校給食の今後の在り方検討について
- (5) 体育施設における小中学生使用料の検討について
- (6) 旧大麻文化財整理室における収蔵資料の処分について
- (7) 令和5年度中学生国際交流事業について

2 審議事項

- (1) 令和5年議案第38号 教職員の事故に対する処分内申について
- (2) 令和5年議案第39号 令和5年度江別市一般会計補正予算について
- (3) 令和5年議案第40号 江別市特別職の職員の期末手当の支給割合引上げに係る意見について
- (4) 令和5年議案第41号 江別市いじめ防止基本方針の改定について
- (5) 令和5年議案第42号 教職員住宅における漏水事故に係る損害賠償額について

3 その他

- ○各課所管事項について
- (1) 陳情書、要望書及び「市民の声」に係る処理経過について
- ○次回教育委員会予定案件について
- ○令和5年第11回定例教育委員会の日程について

議 緑

黒川教育長

(開会)

ただいまから、令和5年第10回定例教育委員会を開会いたします。

本日の議事日程は、配付のとおりであります。

会議に先立ち、本日の会議録署名人を新館委員にお願いいたします。

議事に入ります前に、お諮りしたい事項がございます。

議案第38号の教職員の事故に対する処分内申については、人事案件であります。

また、議案第39号の令和5年度江別市一般会計補正予算については、議会への申入れ 前であるなど、一般に公開される前の教育予算案に対する意見の申出に関するものであり、 率直な意見交換を行う必要がありますことから、議案第38号、議案第39号のいずれも 秘密会による審議を提案するものでございます。

これにご異議ございませんか。

(一同了承)

委員の皆様のご賛同が得られましたので、議案第38号及び議案第39号は秘密会によ り進行いたします。

この2件を本日の審議順の最初に行い、議案第38号終了後には、他の説明員入室のた め、さらに、議案第39号終了後には傍聴者入室のため、それぞれ暫時休憩し、その後、 次第に従って進行してまいります。

それでは、議事に入ります。

<秘密会につき会議録省略>

委員会を再開します。議事に入ります。

1の報告事項(1)令和6年度予算編成方針についての報告を求めます。

伊藤教育部長お願いします。

報告事項(1)令和6年度予算編成方針について、ご報告申し上げます。

資料に記載の内容は、去る10月11日の拡大庁議を経て、市長から示されたもので、 市のホームページでも公開されておりますが、特徴的な事項について申し上げます。

初めに資料1ページ、1の総論でありますが、国は、本年6月の経済財政運営と改革の 基本方針2023において、持続的な成長と分配の好循環の実現を図りながら、経済・財 政一体改革を着実に推進するとしており、令和6年度概算要求では、構造的賃上げ、官民 連携による投資の拡大、少子化対策・子ども政策などを重要政策推進枠と位置づけ、予算 を重点配分することを示しております。

当市におきましては、市税等の収入は物価高騰等の影響により伸び悩みの傾向が見られ、 社会保障費の増加や物価高騰の長期化を考慮すると、今後は厳しい財政状況を迎えること が予想されており、令和6年度予算編成に当たっては、職員の創意工夫により財源確保を 図るとともに、経費削減に係る具体策を示したうえで政策の推進に必要な予算を要求する こととされております。

次に、2の政策の基本方針でありますが、令和6年度は、現在策定中の第7次総合計画 の初年度であり、同計画案では、将来都市像を幸せが未来へつづくまち、えべつと定め、 まちづくりの基本理念であるいつまでも元気なまち、みんなで支え合う安心なまち、子ど もの笑顔があふれるまち、自然とともに生きるまち、新しい時代に挑戦するまちの5つの 柱の方向性を意識して政策を形成することや、現在、策定中の次期未来戦略と、江別市ま ち・ひと・しごと創生総合戦略を中枢に据えて事業を展開するとされております。

そのため、予算及び人員を重点事項に効果的に配分することができるよう、既存事業の 見直しも含めて総合的に検討することや、国が重点投資を行う分野等に関しては、機会を 逃さず取り組む必要があり、国や道等の動向を注視して対応することが求められておりま

2ページをお開きください。

次に、3の重点事項として、2点が掲げられております。

1点目のえべつ未来戦略の推進では、現在、策定中の総合計画案では、協働を基盤に据 え、情報発信・ICT化を推進機能に位置付けながら、5つの戦略テーマがあり、これら を着実に推進することができる事業体系を構築するとされております。

黒川教育長

伊藤教育部長

教育部が大きく関わりのあるのが、戦略テーマの 1 点目の子どもが主役のまちをつくるであり、妊娠から子育てまで切れ目のない支援や子育て世帯の負担軽減、保護者が働きながら子育てできる環境整備、教育環境の充実や子どもの居場所や学習の場の確保など、全ての子どもが、健やかに育ち、学び、笑顔で暮らせるよう、子どもの気持ちや権利を尊重しながら、子どもにやさしいまちづくりを進めることであります。

戦略テーマの2点目の幸せに歳を重ねられる暮らしをとどけるは、年を重ねても自分らしく、いきいきと暮らせるまちづくりに取り組むこと、3点目のみんなの働きがいと、元気な経済をつくるは、地域経済の活性化を推進すること、4点目の地域から地球温暖化防止に挑むは、脱炭素社会の実現を目指していくこと、5点目のデジタル技術で住みよい明日を切りひらくは、デジタル技術の活用に係る支援などを通じて、豊かな生活環境を実現すること、であります。

2点目の重要課題への対応では、統一地方選挙時に市長が示した8つの課題への対応として、目指すべき目標と達成までのスケジュールを整理したうえで施策を具体化することとされております。

3ページをご覧ください。

令和6年度の予算編成に当たっては、最小の経費で最大の効果が得られるよう、前例踏襲の意識を払拭し、全ての事業について、感染症を契機に普及した新しい生活様式に合わせた見直しや、デジタル技術の活用等による効率化を導入することが求められており、原則として太字で記載されているとおり、継続事業については、令和5年度第2号補正予算編成時における一般財源所要額と同額の範囲内とすること、重点事項のうち新規・拡大項目は、費用対効果を明確にした上で要求すること、という二点について予算要求基準が示されたところであります。

その他4ページ以降は編成方針等の詳細で、記載のとおりでございますので、説明を省略させていただきます。

最後のページになりますが、予算編成事務日程を記載しており、年明けの1月29日に 予算案内示、1月30日に予算案確定、2月6日に予算記者発表という予定となっており ます。

これに対応する教育委員会の関係では、11月に予算要求方針等をお諮りし、12月には予算要求案の概要を、2月には査定された教育予算全体と主要事業、来年度の教育行政執行方針を、それぞれお諮りする予定であります。

以上であります。

黒川教育長

ただいま報告のありました、令和6年度予算編成方針について、質問等がございました らお受けします。

(質疑なし)

それでは、本報告について終了してよろしいですか。

(一同了承)

次に報告事項(2)令和5年度全国学力・学習状況調査の結果についての報告を求めます。

稲田学校教育課長お願いします。

稲田学校教育 課長 報告事項(2)令和5年度全国学力・学習状況調査の結果についてのご説明いたします。 令和5年度の全国学力・学習状況調査は、令和5年4月18日(火)に実施され、7月 下旬に文部科学省より江別市教育委員会にその集計結果が送付されました。

この度、その結果を分析しましたので、ご報告いたします。

資料の1ページをご覧ください。

- I 調査の概要の1 調査の目的については、記載のとおりであります。
- 2 調査の対象学年等につきましては、小学校6年生及び中学校3年生が対象であり、市内全校で実施しております。
- 3 調査の内容ですが、(1) 教科に関する調査では、小学校6年生が国語と算数、中学校3年生が国語と数学と英語であり、(2) 質問紙調査では、児童生徒に対する調査と学校に対する調査が行われました。
 - 4、5については記載のとおりです。
- 6 調査結果の解釈等に関する留意事項ですが、本調査の結果については、児童生徒が身に付けるべき学力の特定の一部分であることや、学校における教育活動の一側面である

ことなどを踏まえる必要があります。

次にⅡ 結果の概要です。

まず、1 教科に関する結果の概要ですが、江別市の小学校6年生の平均正答率は、国語・算数ともに全道平均及び全国平均を上回っています。

同様に江別市の中学校3年生の平均正答率も、国語・数学・英語すべて、全道平均及び 全国平均を上回っています。

次に、2 質問紙調査に関する結果の概要です。

授業中の私語が少なく、落ち着いていると思う割合は、小中学校ともに 100%で、全国平均を上回りました。また、いじめは、どんな理由があってもいけないことだと思う割合は、小中学校ともに全国平均を大きく上回り、大変落ち着いた状態にあると言えます。

自分にはよいところがあると思う割合は、小学校、中学校ともに全国平均を上回り、子どものよさを認める声かけを行うなど、各学校で行われている自己肯定感を育む取組の成果が表れています。

ICT機器を活用した授業をほぼ毎日行った割合は、小中学校ともに全国平均を大きく上回り、ICT機器を活用した授業が積極的に行われています。

昨年度の全国学力・学習状況調査の分析結果について、近隣の小中学校と成果や課題を 共有した割合は、小学校、中学校ともに100%で、全国平均を大きく上回り、今年度か ら始まった小中一貫教育の柱の一つである一貫した指導の充実に向けた取組が進められて います。

2ページをお開きください。

Ⅲ 各教科の結果については、2ページから6ページにかけて記載しております。

こちらでは教科ごとに、正答数の分布グラフ、江別市・北海道・全国の平均正答数と平均正答率及び学習指導要領の領域別の設問数と平均正答率の表を記載しています。

2ページの小学校の国語の正答数分布グラフを見ると、棒グラフで表示した江別市の正答率は、右側、正答数が多くなっていくほど北海道及び全国の折れ線グラフを超えており、他の教科においても同様の傾向となっております。

また、各教科の下部には今後の指導の参考とするため、市教委指導主事により正答率の低い設問及び学習指導の改善点を記載しております。

このように、学力に関しては全体的に良い結果となりましたが、これはあくまでも市の 平均であり、中間層に届いていない、いわゆる伸びしろ層の子ども達もおりますことから、 教育委員会といたしましては、引き続き学習サポート教員の派遣や特別支援教育支援員の 配置といった人的支援を効果的に活用し、各学校において、児童生徒一人ひとりに応じた きめ細やかな指導・支援を行ってまいりたいと考えております。

次に、7ページをご覧ください。

IV 質問紙調査の結果についてですが、1 児童・生徒質問紙は、児童生徒が生活習慣や学習習慣等について回答した結果であり、7ページから9ページにかけ、生活習慣など7項目について、特徴的なものを記載し、併せて改善に向けた取組を四角で囲んだ部分に記載しております。

なお、表中の増減比につきましては、5ポイント以上プラスの場合は太字で、5ポイント以上マイナスの場合は網掛けで表示しております。

次に、9ページをご覧ください。

下段部分の2 学校質問紙は、学校の教育活動等について学校が回答した結果であり、9ページから11ページにかけ、学習規律など7項目について、学力向上等の取組の中から特徴的なものを記載し、併せて改善に向けた取組等を四角で囲んだ部分に記載しています。なお、12ページから22ページは、児童・生徒質問紙と学校質問紙の項目について、抜粋したものをグラフにして掲載しており、全国平均よりも+5ポイント以上を太字、全国平均よりもマイナス5ポイント以下を網掛けとしておりますので、ご参照ください。

続きまして、23ページをご覧ください。

江別市学校改善支援プランです。

まず、上段の明らかになった課題としましては、主なものとしましては、1つ目の全国 学力・学習状況調査等の学力検査の結果からは、どの教科にも共通して、根拠を明確にし て説明する力が弱いということが分かりました。今後も、自分の考えを説明する場面や対 話の場面を意識的に多く設定し、子ども達が自分の考えを説明する機会を増やしていく必 要があります。

次に2つ目の児童生徒質問紙からは、自尊意識を問う設問において、中学校3年生で全国平均をやや下回っている状況が分かりました。今後も、教育活動全体を通じて、一人ひとりの良さや可能性を見いだして、自己肯定感・自己有用感を高める教育を充実させる必要があります。

資料の下段、左側は課題解決に向けた学校の取組であり、右側が学校に対する教育委員会の支援です。

教育委員会の支援の中で主なものとしては、今年度から全中学校区で取り組んでいる小中一貫教育の推進に係る支援や、学習サポート事業などの人的・物的支援があります。

資料の説明については以上でありますが、これら調査の分析結果と支援プランについては、来月の校長会議において各学校に情報提供を行い、今後も市教委と学校が連携・協力し、学習状況等の改善を図っていきたいと考えております

なお、調査結果については、ホームページで公表する予定でございます。 私からは、以上です。

黒川教育長

ただいま報告のありました、令和5年度全国学力・学習状況調査の結果について、質問等がございましたらお受けします。

麓委員

この結果をもって、子供たちの学力が順調に伸びていることはとってもすばらしいと思っており、ありがたく思っています。ここ数年の間にタブレットの配付も終わったということで、どんどん導入されていき、授業でも使われているというのが100%という数字も見られたので、とても活性化されていると思ったのですが、その反面、ノートに直接字を書くという機会が少し減ってきているのかなというところが少し心配でもあります。

タブレットを家に持って帰ってきて、家庭学習をしている様子を見ていると、きちんと書き順も書いているのですが、字の形があまりきれいに書けていないために機械が上手く判定してくれずに不正解になっているというところを実際に見ていて、もう少しノートに字をうまく書けるように先生に添削してもらえる機会があればいいのかなということも正直感じるところではあるので、両方をうまく両立してくれれば良いと思っています。

稲田学校教育 課長 今ほど麓委員からおっしゃっていただきました実際に書くということと、タブレットを 上手に使うということ、このバランスを取るということに関しては、まさにこの時代の教 育の課題なのかなと思っております。すべての学校ではないのですが、学校へのヒアリン グ等を通じては、書いて自分の意見をきちんと述べるということに関して、少し弱いとい う傾向が出ている学校もございますので、実際に手を動かして書くこととタブレットの使 用のバランスを取っていくということは、必要なことと思っております。

林委員

9ページ以降の学校質問紙で、相変わらず江別市内の学校は授業中に落ち着いているという評価が続いています。家庭学習についても100%であり、ICT機器を早くから導入したということもあって非常に高い数字が続いていることに加えて、この小中連携が全国平均を大きく上回っているということで、非常に学校の取組が先進的になっていると感じています。その中で、11ページの小学校と中学校の教育の連携が、令和5年度の結果が100%となっており、今度中学校に入学する小学校の子供たちの成績が、共通の課題等を明確にするために中学校にも資料がいって、中学校の先生も入学してくる子供たちの状況を把握することができたという理解でよろしいでしょうか。

稲田学校教育 課長 今ほどおっしゃっていただきましたように、この結果に関しては、小学校の結果を一貫でやっている上の中学校の方にも情報提供し、また小学校が複数校、同じ中学校区に入っている学校がございますので、横に情報提供したり、逆に中学校の方が結果を小学校にもお伝えして、中学校区での弱みの情報を共有した中で9年間の一貫した教育に結び付けているという状況でございます。

須田委員

江別の子供たちの成績がすばらしく、とてもうれしく思います。本年度から小中一貫で 先ほど林委員がおっしゃったように小学校の成績などが中学校に引き継がれていること が、大きな原因にもなっていると思います。そして、今年から小中一貫の教育が全学校で 行われているので、小中一貫ではなかった時とこれから先の差がどれくらい出るのかとい うのがとても楽しみなんですが、そういった比較ができれば良いと思っています。

また、7ページに学習習慣で小学生より中学生になると少し下がるというのがどうしてなのかなと思うのですが、中学生になっても学習習慣が続くように先生方に指導していただければと思っています。

稲田学校教育 課長

今ほどの学習習慣に関してですが、やはり数字を見ると中学生になると低くなるという ことがございます。家庭において、家庭学習に対して、中学校で指導しているかというこ とに関しましては、10ページの一番上段にある、家庭での学習方法等を具体例を挙げな がら教えたという項目では、すべての学校で100%実施したということになっておりま すが、残念ながら生徒の数字を見ますと、期待した結果にはなっていないという状況であ ります。学習内容を確実に定着させるためには、家庭学習は重要だと考えておりまして、 家庭との連携を図りながら習慣化されるべきと考えております。ですので、学校に関して は、家庭学習の学習方法について具体例を挙げて指導しているのですが、数字を見るとも う少し工夫の余地があるのではないかと思っております。ただその一方で、家庭学習の時 間が少ないにもかかわらず、教科の正答率が高いことに関しては、学校での授業が上手く いっていて、授業で学力がついているという見方もできるのではないかと思っております。 小中一貫に関しましても、今年度から全中学校区で始まり、数年かけてその結果が現れ てくるのかなと思っております。対象の学年が小学校6年生と中学校3年生ということで、 受ける子供たちが毎年変わっていくということもございますので、単年というよりは複数 年かけて傾向を見ていく必要があると思っており、折を見てそのようなことも報告させて いただければと思います。

黒川教育長

ほかに質問等はございますか。

(質疑終了)

それでは、本報告について終了してよろしいですか。

(一同了承)

次に、報告事項(3)江別市学校給食費単価の改定についての報告を求めます。

三浦給食センター長お願いします。

江別市学校給食費単価の改定について、ご報告いたします。

三浦給食セン ター長

先般開催された江別市学校給食会において、学校給食費について議論を進めた結果、令和6年度からの単価改定を決定いたしましたので、その内容についてご説明いたします。 お手元の資料をご覧ください。

まずは、1 現状でございますが、昨今の物価高騰に伴い、食用油をはじめとした原材料費の上昇が収まらず、献立設定に苦慮するなど、給食会計に多大な影響を及ぼしている 状況が続いております。

令和4年度及び令和5年度は、江別市から補助金の交付を受け、保護者負担を増やすことなく、栄養バランスや量を保った給食を提供しているところでございます。

今後も物価高騰は続くものと見込まれる中、当市の学校給食にて使用している食品274品目について、前回、給食費単価を改定した、令和2年4月と令和5年9月の契約単価を比較したところ、全体の平均で約19.98%の上昇となっております。

上昇率の高いものとしましては、食用油や加工食品であり、特に食用油については、平均で約56%の上昇率となっております。

次に、2 給食費単価の推移について、ご説明いたします。

まず、当市の給食費単価の考え方についてですが、一食の単価は主食費・副食費・牛乳費に区分されており、毎年3月に翌年度の主食費・牛乳費が北海道給食会などで決定された後、これらを給食費の一食単価から差し引き、副食費を算定しております。

下の表をご覧願います。左から2列目、小学校 $1\cdot 2$ 年を例にご説明いたします。令和2年度の行、主食・副食・牛乳と、それぞれ金額が記載されており、1食単価は289円となっております。

その下、令和3年度の行、1食単価は289円で変わりはありませんが、主食費と牛乳費がそれぞれ上昇したことにより、副食費が減少しております。

このように令和2年度から1食単価は変わらないものの、年々上昇する主食費・牛乳費により、副食費が下降していますが、献立の工夫などにより副食費を抑えることで、一食単価を維持してきたところでございます。

ただし、令和4年度と令和5年度においては、市から補助金を受領しており、これを副食費に充てることで、原材料費の高騰になんとか対応しているものです。

続きまして、3 令和5年度及び令和6年度における収支推計でございますが、今後も物価高騰は継続するものと見込み、令和5年度と令和6年度における収支を推計した場合、下記の表のとおりとなります。

表の中で、令和5年度の収入では、給食費が5億5,704万3,000円に、原材料費の高騰対策として、市の補助金4,711万6,000円が加わった、6億415万9,000円となり、同額の支出を見込んでおります。

令和6年度は、このような補助が無いものとして考えますと、収入は給食費の5億5,800万円のみとなり、支出は消費者物価指数などから推計したところ、6億1,000万円となり、収支差額を算定した場合、約5,200万円の不足が生じるものと見込まれます。

続きまして、資料の次ページをご覧ください。

4 令和6年度以降の給食費単価についてですが、まずは改定率の算定式を記載しております。

今回の改定率は、9.7%となります。内訳としましては、令和4年度支出額の令和2年度比である3.7%と、令和5年度中における消費者物価指数の上昇幅推計値である6.0%となります。

算定式の下に記載している今回の改定率の内訳について、ご説明いたします。

まず、物価上昇率を勘案した場合、総務省公表の令和2年基準の食料全般に係る消費者物価指数の令和6年4月における推計値は17.6%であり、本来であれば、この値を改定率として考えるところです。

しかしながら、令和4年度は、令和5年3月時点の消費者物価指数が10.4%であった状況において、市からの補助金の受領や献立設定の工夫により、栄養バランスや量を維持したうえで、総支出額を前回の改定年度である令和2年度と比べて、3.7%の増加に抑えて執行することができたものです。

次に、令和5年度中の消費者物価指数の上昇幅を推計したところ、年度内に6.0%上昇するものと算定いたしました。

これらのことを受け、上記の3.7%と6.0%を合わせた9.7%を今回改定率とし、これを現行単価に乗じたものを、令和6年度以降の給食費単価とするものです。

次の表には、学年別の給食費単価を記載しております。

4列目には今回の改定率を記載し、5列目に改定後の給食費単価を記載しております。 各学年の現行単価に、改定率である109.7%を乗じますと、小学校1・2年が31 7円、3・4年が320円、5・6年が323円となり、小学校各学年ではそれぞれ28 円の増額となります。

中学校については385円となり、34円の増額となります。

10月16日に開催された江別市学校給食会理事会において、下記のとおり、給食費単価の改定が決定されました。その際に、同理事会からは、江別市に対し、保護者負担の軽減のための補助措置を強く求める旨の要望意見が呈されているものです。

次に5の1か月及び12か月当たりの増減見込額ですが、改定単価に月平均食数と年間 最大食数を乗じたものとなります。

今年度の各学校における給食数の平均は、189食となっており、1か月平均16食として、ひと月当たりの金額を見ますと、小学校は448円、中学校は544円の増額となり、12か月では小学校が5,292円、中学校が6,426円の増額となります。

最後に6 今後のスケジュールですが、まずは11月中旬に、江別市の公式ホームページにて当件を掲載し、市民の皆様へ周知いたします。

その後、12月中旬頃を目途に給食センターだよりの配布により、保護者の皆様へ当件を周知いたします。

さらに、年が明けた2月に、広報えべつ2月号にて当件の記事を掲載する予定です。 以上です。

黒川教育長

ただいま報告のありました、江別市学校給食費単価の改定について、質問等がございましたらお受けします。

須田委員

江別市学校給食会理事会から保護者負担軽減のため、補助措置を強く求める意見が出されたとありましたが、そのほかに学校給食会理事会から検討したことでどのような議論がされたのか、このほかにあれば教えてください。

三浦給食セン ター長 学校給食会理事会における議論の内容につきましては、今後、給食費を値上げしない場合、今の給食が維持できるのかという質問がありました。それに対して事務局からは、来年度、補助もなく、給食費単価を据置き、さらに物価高騰が続いた場合、今までも献立を

工夫しながら給食を提供していましたが、それも限界を超えた場合には、やむを得ないケースとして、提供品目を1品少なくするなどの対応が必要となると回答しております。

また、もう1点は、今後もさらに物価高騰が続くことが、予想されるが、今回の改定率9.7%で、今後やっていけるのかといった意見もあり、事務局からは、今回の改定率は、主食費や牛乳費においては、令和6年3月までの上昇幅をある程度見込んだ上で算定しており、これが多少想定を超えるような上昇幅であっても、給食会計のやり繰りにより栄養量が変わらない給食が提供できると考えているといった回答がありました。

麓委員

いろいろ物価も上がっているので、値上げをするということに関しては仕方がないのかなと思うのですが、補助金について、昨年度と今年度と補助金が出ているのですが、具体的に来年度はどのような見込みになっているのでしょうか。

三浦給食セン ター長 来年度の補助金の動向については、給食会理事会においても、給食費の値上げについては理解をいただいておりますが、こうした物価高騰を考慮し、保護者負担を軽減してほしいとの要望が出ております。それを受けて、給食センターとしても国の補助金等の動向を注視し、来年度予算に向けて、市の支援について財政当局と協議を進めていきたいと考えております。

黒川教育長

ほかに質問等はございますか。

(質疑終了)

それでは、本報告について終了してよろしいですか。

(一同了承)

次に、報告事項(4)学校給食の今後の在り方検討についての報告を求めます。

三浦給食センター長お願いします。

三浦給食セン ター長 報告事項(4)学校給食の今後の在り方検討について、ご報告いたします。 お手元の資料をご覧ください。

まず、1 給食センターの施設概要でございますが、ご覧いただいておりますとおり、当市では2つの調理場により、学校給食を提供しております。

元野幌にありますセンター調理場におきましては、平成13年4月に開始していることから22年が経過しており、工栄町にあります対雁調理場にあっては、昭和49年11月に開始していることから、49年が経過しております。

調理食数については、児童・生徒・教職員等への提供食数としまして、センター調理場が約6,500食、対雁調理場が約2,700食を提供しております。

次に2 課題について、ご説明いたします。

現在当市が抱える課題としまして、①施設の老朽化、②正規調理員の定年退職による職員数の減、③児童・生徒の将来的推移があります。③につきましては、今後数年の児童・生徒数は、横ばいで推移するものと推計されるものの、今後も動きを注視していく必要があります。

これら3点の課題から、当市学校給食の在り方としまして、2施設ある老朽化した給食センターの建て替え等を踏まえた在り方、正規調理員が減少する中で、今後の運営形態の在り方などを検討していくこととなります。

次に、3 検討手法についてご説明いたします。

先ほど挙げました課題等につきまして検討を進めるに当たり、江別市学校給食の在り方検討委員会を設立します。

組織については、市立小中学校代表者、PTA代表者、学識経験者、市民公募、その他教育長が必要と認める者で構成し、事務局は給食センター業務係が担います。

最後に、4 学校給食の今後の在り方検討スケジュールについて、ご説明いたします。 今年度中に、各種委員会等へ在り方検討に係るスケジュール等をご報告し、あわせて在り方検討委員会のメンバーの選定を進めます。

令和6年度に入りましたら、検討委員会を設立し、約1年間の検討のうえ、基本方針案を策定します。その後、パブリックコメントの実施等により、方針案の内容を精査し、基本方針を固めていきたいと考えております。

以上です。

ただいま報告のありました、学校給食の今後の在り方検討について質問等がございましたらお受けします。

(質疑なし)

黒川教育長

それでは、本報告について終了してよろしいですか。

(一同了承)

次に、報告事項(5)体育施設における小中学生使用料の検討についての報告を求めます。

堀井スポーツ課長お願いします。

堀井スポーツ 課長

報告事項(5)体育施設における小中学生使用料の検討について、ご説明いたします。 資料をご覧ください。

本件につきましては、子どもが気軽にスポーツを楽しめる場を提供することで、子どもの運動能力の向上、健康増進を図ることを目的に体育施設使用料のあり方について、財政当局と協議を進めることについて報告するものです。

1の理由についてですが、コロナ禍前の平成30年度とコロナ禍後の令和4年度の市内 小中学生の体力調査の結果を比較すると、どの年代・性別においてもコロナ禍前を下回る 結果となっていることから、子どもの体力向上を図る必要があると考えております。

参考に全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果と、体育施設における小中学生利用者数の推移を表にして記載しておりますので、ご参照ください。

次に2の検討案ですが、(1)料金につきましては、市民体育館、大麻体育館、青年センター、東野幌体育館の4体育館、青年センタープール、及びあけぼのパークゴルフ場における小中学生の個人使用料金を無料にすることを考えております。

- (2) 影響額につきましては、無料化することで対象施設の令和4年度の小中学生個人使用料金、約117万円が施設の収入から減ることとなりますが、減少分については指定管理料として補填することを予定しております。
- (3) 今後のスケジュールにつきましては、令和6年第1回定例市議会に体育施設条例の一部改正の議案を提出する予定であります。

なお、施行日につきましては、条例改正後、準備期間を設け令和6年5月1日を予定しております。

以上です。

黒川教育長

ただいま報告のありました、体育施設における小中学生使用料の検討について、質問等がございましたらお受けします。

林委員

子供たちの使用料が無料になるということは非常にありがたいことで、江別市の子供たちの体力向上に繋がるのではないかと歓迎するのですが、この小学生や中学生は江別市内に在住する子供たちだけということなのか、市外の子供たちも含めてということなのか、どちらなのでしょうか。

堀井スポーツ 課長

ほかに質問等はございますか。

黒川教育長

(質疑終了)

それでは、本報告について終了してよろしいですか。

市内に限らず、すべての小中学生を対象にしております。

(一同了承)

次に、報告事項(6)旧大麻文化財整理室における収蔵資料の処分についての報告を求めます。

伊藤教育部長お願いします。

伊藤教育部長

報告事項(6)旧大麻文化財整理室における収蔵資料の処分について、ご報告するにあたり、私からこの件に関して、まずお詫び申しあげます。

このたびの収蔵資料の処分につきましてでありますが、平成17年に、大麻北町の旧埋蔵文化財整理室の別棟収蔵庫において、アスベストが確認されたことから、収蔵した資料をそのままにして、施設を立入禁止としたものであります。

令和2年度に当該施設を再調査し、アスベストがあることを確認したことから、資料の 取出しによる近隣へのアスベストの飛散可能性を考慮し、本年8月の収蔵庫解体時にやむ なく処分することとなったものであります。

収蔵品は、市民などからの寄贈品であり、今回、処分にしてしまったことにつきましては、ご恵送くださった皆さまのご厚意に反する行為であり、寄贈してくださった皆さま方に心からお詫び申し上げます。

今後は再発防止に向け、資料の取扱要領を見直し、収蔵資料の適切な保存・活用に努め

9

/n *** */. ** *n =

てまいります。

なお、詳細につきましては、このあと担当の方からご説明いたします。 以上であります。

黒川教育長 兼平郷土資料 館長 兼平郷土資料館長お願いします。

私から、報告事項(6)旧大麻文化財整理室における収蔵資料の処分について、ご説明 いたします。

資料をご覧願います。

1の処分資料及び収蔵場所につきましては、資料の種別・点数は、建具・家具・農機具等約460点であり、収蔵場所は大麻北町520番地に所在しておりました、整理室の東側に立地していた面積149㎡の三角屋根型の収蔵庫です。

次に2の経過でございますが、当該収蔵庫は、昭和55年に江別市がNHKから取得し、 文化財整理室収蔵庫として使用していた物件で、収蔵庫内には市民からの寄贈資料含む建 具・家具・農機具等を収蔵しておりました。

平成17年度にアスベスト使用が確認されたため、同年から立入禁止となっており、令和2年度に施設売却に先立ち、アスベスト成分分析調査を実施しましたところ、採集した堆積粉じんからは、発がん性の高い青石綿が検出されました。この分析結果を踏まえ、資料の取出しは近隣施設や住宅にアスベスト飛散の危険性があることから、収蔵庫解体時に資料処分は止むを得ないという判断に至っております。

令和5年3月にアスベスト使用状況もご理解いただいたうえで、建物敷地の売却に至り、8月の建物解体時に収蔵資料を処分したものです。10月には、本件についてのお詫びと経過のお知らせを市のホームページに掲載しております。なお、資料に記載はございませんが、同月、学識有識者の方々からなる団体から公開質問状をご提出いただき、26日にご回答申し上げているところであります。

3の事案の原因、問題点等つきましては、まず(1)資料管理の不備でありますが、資料記録票の収蔵場所記載欄に詳細な収蔵場所の記載がないため、資料ごとの収蔵位置が不明確でありました。次に昭和59年度以前の受入資料は、登録リストが作成されていない点などがございます。

次に(2)の平成17年度にアスベストを確認した時点の対応の不備でありますが、アスベストの除去・撤去については、施設解体時に実施としつつ、施設解体時期を確定させられなかったことと、収蔵庫を解体することが確定した一方で、収蔵資料の移設や被害軽減策等を講じていないことがあげられます。

あわせて、資料の状態や今後の取扱いなどを寄贈者へ報告していないこと、立入禁止となった時点で、収蔵庫内資料のリストを作成していないことなどが問題と捉えられます。

(3)の令和2年度の処分決定過程が不明瞭な点でありますが、まず、処分に至る経緯も含めた意思決定過程の文書が作られていないこと、次に処分の判断基準が未整備であったこと、合わせてこの時点でも収蔵資料の確定がされておらず、リストは作成していないことなどであります。

2ページをご覧願います。

(4)の令和5年3月施設売却時の対応不備につきましては、市の施設であるうちに、 寄贈者、関係者へお知らせすべきところをしていないこと、リスト化の最後の機会を逃し たことが問題点と捉えております。

最後に4の再発防止策でありますが、その対策といたしまして、1点目として、江別市郷土資料館資料取扱要領の見直しを検討いたします。現行要領では、資料の保管活用などの基本方針や、資料収集の必要性と資料の活用方法に係る規定がないことから、これらの追加を検討するものです。

2点目として、既存資料管理の整備を図ってまいります。収蔵場所の再確認と見取図等の整備を行うとともに、収蔵資料カードへ収納場所の正確な記載に努めるものであります。 あわせて、収納場所の変更等が生じた場合は、出入庫履歴を更新するように努めます。

また、寄贈の申し出があった際や、資料館へ物件を持ち込まれた際に、既存の資料と速やかに照合できる方法を検討し、資料の重複収蔵をできるだけ少なくするようにいたします。

こうした資料の情報をデジタル化している、収蔵管理システムデータについても、情報の更新を正確かつ迅速に行い、データ精度向上に努めます。

以上となりますが、資料の別紙1には、平成17年度、令和2年度に収蔵庫内部を撮影 した写真を掲載しておりますので、ご参照願います。

黒川教育長

ただいま報告のありました、旧大麻文化財整理室における収蔵資料の処分について、質問等がございましたらお受けします。

林委員

この寄贈していただいた方は、さまざまな思いをお持ちで寄贈していただいたんだと思いますが、寄贈していただいた方にどのような対応をしていたのか、そもそも誰が寄贈していたのかのリストがあるのかも不明ですが、今後どのような対応をする予定なのか教えていただきたいと思います。

兼平郷土資料 館長 郷土資料館といたしましては、寄贈いただいた方の思いが込められた資料を処分してしまったことは、ご厚意に反する行為であったと考えております。ご寄贈いただいた方々にお詫びと経過のご報告をしなければならないと考えておりますので、寄贈者の特定作業を早急に進め、個別にお詫び文等を送付したいと考えております。

新館委員

資料1ページの3の(3)令和2年度の処分決定課程が不明瞭ということで、処分に至る経緯も含めた意思決定過程の文書が未作成となっておりますが、議事録等も含めて、資料が全くなかったということでしょうか。

兼平郷土資料 館長 詳細については、過去の資料を確認作業中ではありますが、まず1つ言えますことは、 処分決定の決裁行為がなされていないということでございます。このことは行政機関とし てあってはならないことであり、非常に反省しているところであります。

佐藤教育部次 長 今ほど決裁行為がされていなかったとご説明させていただきましたが、この件に関しましては、内部協議だけで決定してしまっており、外部の審議機関や関係機関等への報告を全くしていなかったというのが事実でございます。今ほど、議事録のお話が委員からございましたが、内部協議時の記録は資料として残っており、それを今確認しておりますが、外部の機関に報告していなかったということもあり、議事録などは全く残っていない状況でございます。

黒川教育長

ほかに質問等はございますか。

(質疑終了)

それでは、本報告について終了してよろしいですか。

(一同了承)

次に、報告事項(7)令和5年度中学生国際交流事業についての報告を求めます。 田中生涯学習課長お願いします。

田中生涯学習 課長 報告事項(7)令和5年度中学生国際交流事業について、ご報告いたします。 資料1ページをご覧ください。

本事業は、姉妹都市である米国オレゴン州グレシャム市との間で行われており、令和2年度から4年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により中止しておりましたが、今年度4年振りに再開し、11月30日から12月10日まで11日間の日程で、中学生がグレシャム市を訪問します。

訪問団のメンバーは中段に記載のとおりでありまして、団長として江別第三中学校教諭に生徒の引率・指導をお願いし、生涯学習課の国際交流員が全体調整を担当します。

参加者は、今年度の派遣割当校である中学校からそれぞれ推薦いただいて決定したもので、2年生が1名、3年生が5名の計6名であります。

訪問団は、9月8日の第1回事前研修会を始めにこれまで4回の研修を終え、11月20日には市長を訪問し、出発の挨拶を行ってきます。

次に、資料2ページをご覧ください。

訪問日程は記載のとおりとなっており、生徒については、12月1日から7日までグレシャム市の各家庭にホームステイをし、米国の家庭生活を体験するとともに、現地の中学校へ体験入学し、同年代の生徒と交流してきます。

12月8日は、グレシャム市に隣接し、地域の中心都市であるポートランド市の市内見学など米国の文化に触れ、国際理解や国際感覚などの見聞を広めるプログラムとなっており、12月10日に帰路につく予定であります。

以上です。

黒川教育長

ただいま報告のありました、令和5年度中学生国際交流事業について、質問等がございましたらお受けします。

須田委員

この参加者の自己負担はどれくらいかかるのでしょうか。

田中生涯学習 課長

須田委員

参加者の自己負担につきまして、旅費等は市から助成しておりまして、それを除きまして 20万円ほどとなっております。

20万円という金額は、結構大きな額だと思います。家庭の事情で行きたくても行けないという子供がきっといるのでと思うのですが、市からも補助はしていますが、そのような子供たちに対しての金銭的な配慮というのはないのでしょうか。

田中生涯学習 課長

自己負担の額についてはご指摘のとおりでありまして、この3年間中止している期間が ございましたが、やはり国際情勢としてエネルギー価格に係る航空運賃の上昇がものすご く大きくなっておりまして、令和元年度に行った時よりも航空運賃が倍近くなっておりま す。また、一気にコロナ禍があけまして航空需要も増えたことから、これまではポートラ ンドの直行便が空港から出ていたのですが、それもなくなっており、他都市を経由する形 でバンクーバー経由やロサンゼルスを跨ぐなど、複数の代理店からの様々な案を検討しな がら、何とか一番安いルートを選んだということであります。また、経由をすることに伴 いまして乗換え時の航空トラブルによって飛行機が飛ばないなどのリスクが発生したり、 当然、拘束する時間もさらに長くなって子供たちの負担も増えるということで、かなり難 しい判断ではあったのですが、その中でも最適なルートということでこのようになったと ころです。また、運賃が上昇したことで、市の負担についても、運賃の1/2という規定の 中で実施していたのですが、なるべく負担額の上限を抑えるように財政当局とも相談しな がら、市の負担の在り方というのも令和元年度以前よりも多くし、極力自己負担を抑えた 結果というのがこの金額となっています。いずれにしても、自己負担をなくして全額を市 で負担するという事業ではございませんので、少なからず参加する生徒には負担が生じる ことにはなるのですが、自己負担をできる限り抑えるように検討して実施したところであ

黒川教育長

ほかに質問等はございますか。

(質疑終了)

それでは、本報告について終了してよろしいですか。

(一同了承)

続いて、2の審議事項に入ります。

審議事項(3)令和5年議案第40号 江別市特別職の職員の期末手当の支給割合引上げに係る意見についての説明を求めます。

山崎総務課長お願いします。

山崎総務課長

議案第40号 江別市特別職の職員の期末手当の支給割合引上げに係る意見について、 ご説明いたします。

資料の3ページをご覧ください。

これは、江別市長が令和5年第4回市議会定例会において、江別市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正を行うに当たり、特別職である教育長の期末手当の支給割合も改正する必要が生じたことから、江別市教育委員会に対して、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、当該条例の一部改正について意見を求められたものであり、これを承認する旨回答することについて、ご審議をお願いしたく、ご提案申し上げる次第です。

2 条例案概要ですが、令和5年の人事院勧告を受けて、一般職については、人事院勧告の内容に準じて期末及び勤勉手当支給割合をそれぞれ0.05月分引き上げ、期末・勤勉手当年間支給割合の計を4.50月とすることから、特別職においても一般職の支給割合に準じ、期末手当の支給割合を引き上げるものです。

1ページをご覧ください。

- 1 改定内容の(1)令和5年12月の期末手当支給率でありますが、改正前の2.2 0月から0.10月引き上げ、2.30月とします。
- (2) 令和6年度以後の期末手当支給率でありますが、改正前の6月、12月それぞれ2.20月、合計4.40月から、6月、12月それぞれ0.05月、合計0.10月引き上げ、6月、12月それぞれ2.25月、合計4.50月とします。

なお、令和5年12月の支給に係る改正規定は、公布の日から施行し、令和5年12月1日から適用、令和6年4月以後の支給に係る改正後の規定は、令和6年4月1日から施行となります。

参考としまして、4ページに人事院勧告への江別市の対応を、5ページと6ページに条

例改正に係る新旧対照表を添付しております。

また、2ページが江別市長に対し、改正後の内容を承認する回答文案となっております。 以上、ご説明いたしましたので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

黒川教育長

ただいま説明のありました本件に対する質問等がございましたらお受けいたします。 (質疑なし)

それでは、令和5年議案第40号 江別市特別職の職員の期末手当の支給割合引上げに 係る意見についてを承認することにご異議ありませんか。

(一同了承)

それでは、そのように承認いたします。

次に、審議事項(4)令和5年議案第41号 江別市いじめ防止基本方針の改定についての説明を求めます。

清水教育支援課長お願いします。

清水教育支援 課長 議案第41号 江別市いじめ防止基本方針の改定について、ご説明いたします。 資料をご覧ください。

はじめに、教育委員会では、平成25年9月に施行されたいじめ防止対策推進法に基づく文部科学省のいじめの防止等のための基本的な方針、及び北海道のいじめ防止基本方針の内容を踏まえ、江別市立小中学校におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、平成26年10月に江別市いじめ防止基本方針を策定、平成30年2月に一部改定しております。

1の改定理由につきましては、道内のいじめ問題の現状と課題、児童生徒を取り巻く社会情勢の変化等を受け、北海道が、令和5年3月に北海道いじめ防止基本方針を改定した趣旨を踏まえ、江別市教育委員会と市内の小中学校が、一層の危機感を持っていじめ防止対策に組織的に取り組むことを目的に、改定するものであります。

2の江別市いじめ防止基本方針改定案につきましては別紙1のとおりで、3の改定内容について、別紙2を用いてご説明いたします。

主な改定内容についてでありますが、いじめの定義、いじめの理解やいじめの防止等のために市及び学校が実施すべき施策の見直しを行っております。

まず、いじめの定義、いじめの理解の改定内容についてでありますが、資料2ページ中段から3ページ上段にかけて、いじめの中でも犯罪行為や重大ないじめ事案として警察への相談・通報が必要となるものについて、主な事例と該当し得る犯罪名称を追加しております。

次に、いじめの防止等のために市が実施すべき施策の改定内容についてでありますが、 4ページ下段、いじめの未然防止のための方策の事例として、児童生徒が自らネットトラ ブルや健康被害から身を守ることを目的とした、江別市共通のルールである、えべつスマ ート4ルールの浸透を図ることを明記しております。

続きまして5ページ下段から6ページ上段にかけて、教職員の資質能力の向上として、全教職員が、いじめは、どの子どもにも、どの学校にも起こりうる、いじめ見逃しゼロという意識を持ち、児童生徒が心の危機を訴えたときに適切に対応できるよう、啓発することを追加しております。

次に、いじめの防止等のために学校が実施すべき施策の改定内容についてでありますが、7ページ上段で、いじめの防止等のために学校に設置する組織である学校いじめ対策組織について、校長のリーダーシップのもと、全教職員で情報を共有するなど、チーム学校として組織的かつ実効的な対応を行うことを明記しております。

続きまして8ページをご覧ください。

いじめの未然防止について、特に配慮が必要な児童生徒として、発達障がいなど多様な背景を持つ児童生徒、経済的困難やいわゆるヤングケアラーなど支援を要する家庭状況にある児童生徒及び性的マイノリティの当事者であることにより困難を抱えている児童生徒など、詳細な記述を追加し、性暴力防止に向けた生命の安全教育の推進について追加しております。

続いて8ページ下段から9ページ上段にかけて、いじめの早期発見として、児童生徒の早期の問題認識能力を養い、援助希求的態度を育成できるよう、必要な教育を行うとともに、児童生徒からの相談に対しては、学校の教職員が、児童生徒の心情に寄り添った対応を徹底することを追加しております。

続いて9ページ中段、いじめへの対処として、いじめが犯罪行為に相当し得ると認められる場合には、保護者等に説明のうえ、学校から警察へ相談・通報を行うことを追加しております。

次に10ページをお開きください。

学校間の連携として、いじめの当事者となった児童生徒の進学や進級、転学の際には、 当該学校間において、いじめ等に関する指導記録等の引継ぎが確実に行われるよう整備す ることを追加しております。改定内容の説明については、以上です。

次に4の江別市いじめ防止基本方針改定案に対する意見公募(パブリックコメント)の 結果と市の考え方についてご説明いたします。別紙3をご覧ください。

まず、意見の募集結果についてでありますが、改定案に対する意見公募を9月1日から10月2日までの約1か月間実施した結果、3名の方から6件の意見が提出されました。 寄せられたご意見とそれに対する市の考え方につきましては、2ページから5ページに記載のとおりでありますので、ご参照ください。

意見の反映状況につきましては、案と意見の趣旨が同様と考えられるものが2件、案に 反映していないが今後の参考等とするものが4件あり、意見を受けて案を修正するものは ありませんでした。

江別市いじめ防止基本方針の改定案につきましては、本委員会でご承認をいただいた後、 市長決裁、議会への報告を経て11月に公表する予定です。

なお、各学校に対しては、市の方針改定を踏まえ、令和5年度中に各学校のいじめ防止 基本方針を見直すよう、校長会を通して指示する予定でございます。

以上、ご説明いたしましたので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

ただいま説明のありました本件に対する質問等がございましたらお受けいたします。 (質疑なし)

それでは、令和5年議案第41号 江別市いじめ防止基本方針の改定についてを承認することにご異議ありませんか。

(一同了承)

それでは、そのように承認いたします。

次に、審議事項(5)令和5年議案第42号 教職員住宅における漏水事故に係る損害賠 償額についての説明を求めます。

山崎総務課長お願いします。

山崎総務課長

黒川教育長

議案第42号 教職員住宅における漏水事故に係る損害賠償額について、ご説明いたします

令和5年第2回定例教育委員会及び第7回定例教育委員会でご報告した、又はご審議いただいた教職員住宅における漏水事故に関しまして、このたび市と、被害を受けた1入居者の間で、昨日10月26日に損害賠償額の合意に至りましたが、金額が100万円以上の場合は、地方自治法第96条第1項第13号の規定に基づき議会の議決を要することから、本議案は、江別市議会に対し本件損害賠償額の議決を求めることについて、教育委員会のご承認をいただきたく、ご審議をお願いするものでございます。

なお、この事故で被害を受けた4入居者のうち、損害賠償額の合意に至ったのは、本件で3者目となります。

それでは、資料の1ページをご覧ください。

- 1 賠償の理由でありますが、令和5年2月8日、市が管理する教職員住宅で発生した、未入居住戸の上水道メーターの凍結破裂に伴う漏水による、階下住戸入居者の家財等を汚損した事故に係る損害賠償です。
- 2 賠償の金額は、100万5,444円、3 賠償の相手方は、浸水被害を受けた当該住宅202号室の入居者です。
 - 4 事故の概要でありますが、2ページをお開き願います。
- 上段1の(1)発生場所は、大麻栄町教職員住宅B棟、(2)発生日は令和5年2月8日、(3)漏水箇所は、共用階段4階にある上水道メーター2個であり、(4)漏水原因は、403号室及び404号室の入居者退去時に、教育委員会総務課が上水道の水抜き作業を行わなかったため、上水道メーターが凍結し破裂したものです。
 - (5) 入居状況、浸水範囲、損害状況等でありますが、4ページをご覧願います。 ページ左に、ただいまご説明している202号室の位置を赤枠で示しております。

ページ右は損害状況です。 202号室の損害額は100万5, 444円、内訳といたしましては、電化製品、家具、玩具、寝具等の家財損害が90万7, 831円、清掃費、洗濯費等の間接損害が9万7, 613円です。

ここで2ページにお戻り願います。

中段の2 賠償の相手方は、①事故当時、漏水箇所の階下にある202号室の入居者であり、1世帯大人2名子供1名です。示談交渉の結果、②10月26日に、本件事故に係る物的損害の賠償として、市が100万5、444円を支払う旨、仮示談を締結しました。

3 賠償の金額の算定方法につきましては、(1)損害賠償保険制度と同様に算定のうえ、この結果に対し、(2)弁護士による確認を行って、判例等法制度に照らし適切、妥当と意見を得たものでありまして、これらは既に示談が成立している2者と同じであります。

以上、ご説明いたしましたので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

黒川教育長

ただいま説明のありました本件に対する質問等がございましたらお受けいたします。 (質疑なし)

それでは、令和5年議案第42号 教職員住宅における漏水事故に係る損害賠償額についてを承認することにご異議ありませんか。

(一同了承)

それでは、そのように承認いたします。

次に、3のその他各課所管事項に入ります。

(1) 陳情書、要望書及び「市民の声」に係る処理経過についての説明を求めます。 山崎総務課長お願いします。

山崎総務課長

資料をご覧ください。

令和5年4月から9月までの間に、陳情書、要望書の教育委員会関係分として処理したものは、1ページに掲載の5件です。

また、同じく市民の声の教育委員会関係分として処理したものは、2ページから5ページに掲載の26件です。

詳細は、資料記載のとおりであります。

以上です。

黒川教育長

本件に対する質問等がございましたらお受けします。

(質疑なし)

本件は、これで終了いたします。

それでは次に、次回教育委員会予定案件及び日程について、説明願います。

山崎総務課長お願いします。

山崎総務課長

次回の教育委員会の案件でございますが、報告事項として、先ほどご審議いただきました令和5年度江別市一般会計補正予算の査定について、審議事項として、令和6年度江別市一般会計教育予算要求方針について、などを予定しております。

また、次回の定例教育委員会の日程でございますが、11月17日金曜日午後2時からと考えておりますが、各委員のご都合等はいかがでしょうか。

黒川教育長

ただいまありましたように、次回の定例教育委員会は、11月17日金曜日午後2時からということで、皆様よろしいですか。

(一同了承)

以上をもちまして、第10回定例教育委員会を終了いたします。

(閉会)

終了 午前11時38分

署名人(教育長) 黒川 淳司

署 名 人 新館 忠義